

2009年12月10日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ
処理について（答申）

2009年11月27日付けで諮問（第417号）された所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈川県及び県内30市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において利用している電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月16日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されているが、2010年のシステム更新にあたり、その内容について変更が予定されているため、次期電子申請・届出システムでのコンピュータ利用について諮問するものである。

(2) 次期電子申請・届出システムの変更点について

今回のシステム更新で予定されている変更点は次の3点である。

ア 共同運営センターの廃止

共同運営センターを委託契約により構築していたが、これを廃止し、サービス提供事業者の提供するサービスを利用する形態に変更する。なお、サービス提供事業者の施設要件は共同運営センターの施設要件とセキュリティ上同等レベルのものとなる。

イ 管理基準の変更

現行システムでは管理基準として、「共同運営センター情報セキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。次期システムでは、サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となるが、「共同運営センター情報セキュリティポリシー」と同等レベルの管理基準であることを確認している。

ウ 契約方法の変更

現行システムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

次期システムについては、システムを運営する事業者と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用することになる。また、本市はシステムを運営する事業者と個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行う。

(3) 実施時期

2010年6月1日（予定）

(4) 提出資料

ア 資料1 次期システムと現行システムの比較

イ 資料2 次期電子申請・届出システムの契約方法について

ウ 資料3 「神奈川電子自治体共同運営サービス提供委託業務」契約書
一式 【県と事業者間】

エ 資料4 神奈川電子自治体共同運営サービスに関する協定書（案）
【県と本市間】

オ 資料5 神奈川電子自治体共同運営サービス提供委託業務における
個人情報の取扱いに関する業務委託契約書（案）
【本市と事業者間】

カ 資料6 神奈川電子自治体共同運営サービス提供委託業務における

キ 資料7 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

電子自治体共同運営事業において利用している電子申請・届出システムは、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を図ることが可能となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

ア 施設要件

サービス提供事業者の施設要件は、現行システムの共同運営センターの施設要件とセキュリティ上同等レベルのものとなる。

イ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となるが、現行システムの「共同運営センター情報セキュリティポリシー」と同等レベルの管理基準であることを確認している。

ウ 契約方法

システムを運営する事業者と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用することになる。また、本市はシステムを運営する事業者と個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行う。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上